

2021年12月21日の三者合意「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の
大会経費の取扱いについて」を踏まえた共同実施事業について

○ 対象となる事業

- 1 国内外の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた観客数の取扱いの決定に伴い、公費負担の対象となるパラリンピック経費の基本的な考え方に合致することとなった事業に関する経費 約324億円

(主な事業)

- ・各競技会場における放送関係の仮設照明整備等
- ・IBC/MPCの仮設整備
- ・IBC/MPCの運営関係費
- ・放送用回線の構築・使用料 等

- 2 新型コロナ感染症対策のうち、国内外の感染状況の変化に対応して講じられた措置に関する経費 約61億円

(主な事業)

① 大会の感染症対策の中心的機能を果たす事業

- ・空港における選手等及び大会関係者の行動監視等
- ・濃厚接触者の隔離、輸送等
- ・海外から来日した大会関係者の隔離期間中の業務に係る輸送、行動監視等 等

② 上記以外の事業

- ・宿泊施設内の行動管理・監視等
- ・宿泊施設内のフロア貸切や専用会場の確保等